

2005.04.01 発効
2012.03.21 改正
2014.10.03 改正
2018.03.30 改正
2019.09.27 改正
2022.01.21 改正

第1条

研究部会は、学会員の研究発表と相互の情報提供の場を提供し、これらの活動を通じて、応用数理を通じての社会への貢献を目指すものとする。その具体的活動は多様な活動を想定し、例えば、先端的研究の情報交換会、比較的日常生活風の小規模の会、企業の情報収集の会等、すべて範囲に含まれる。(補注1)

第2条

各研究部会に、主査1名と幹事2名以上をおき、問い合わせ・連絡先担当者と連絡先を公表する。主査と幹事は、学会員でなくてはならない。

第3条

各研究部会は、3月の理事会によって承認されることにより、その4月1日から翌年の3月31日まで存続する。主査と幹事の任期もこの期間とする。毎年3月の理事会で承認されることにより、研究部会、及び、主査と幹事は何年でも継続することが出来る。

第4条

上記3の年度末以外の時期に研究部会を設立しようとする場合は、任意の時期に、理事会の承認により、研究部会準備会を設立することができる。研究部会準備会は、その年度の3月31日まで存続する。

第5条

研究部会の新設、継続に係わる事務にあたっては、事務局経由で、研究部会担当理事に申請書を提出する。継続の場合は、その中に、昨年度の活動報告を含めるものとする。研究部会担当理事は、その書類をもとに理事会に諮り、理事会が採否を決定する。(補注2)

第6条

研究部会に対しては、研究部会からの申請に基づき学会より毎年度最大5万円の活動費を援助する。

第7条

各研究部会は、研究部会の主査と研究部会への連絡先を応用数理学会のホームページに掲載する。その掲載の申し出は、総務委員会に対して行う。

第8条

各研究部会は、原則として年会でオーガナイズドセッションを企画し、会員にその研究内容を広く公開する。この時、研究部会の外のメンバーによる関連内容の発表も、研究部会企画のオーガナイズドセッションで実施することが望ましい。

第9条

研究部会有志が集まって、研究部会連合発表会を開催する。この発表会においては、修士論文の外部発表や博士課程の学生への建設的コメントの場等、若手研究者を育てる有益な場となることも配慮して企画・運用するものとする。JSIAM Letters 編集委員会と提携して、この発表会の発表の中から多数のよい論文を広く公刊する努力をすることが望ましい。

第10条

本規約は、2005年4月1日から発効する。

2. 本規約の改定は、2012年3月21日から発効する。
3. 本規約の改定は、2014年10月3日から発効する。
4. 本規約の改定は、2018年3月30日から発効する。
5. 本規約の改定は、2019年9月27日から発効する。
6. 本規約の改定は、2022年1月21日から発効する。

補注

1. 「研究部会」は応用数理学会を舞台としたグループで行う研究活動をサポートする制度です。研究部会への参加、新しい研究部会の設立などを通じて、研究部会を積極的な研究活動にお役立て下さい。
2. 研究部会担当理事の連絡先については、事務局まで問い合わせること。
3. 総務委員会の連絡先については、学会ホームページを参照すること。